

第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が 2 のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類についての所要の措置について（案）

化学物質審議会安全対策部会

- ・ 塩素数が 2 のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第 2 4 条第 1 項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定並びに同法第 2 5 条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について（案）

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- ・ 第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が 2 のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類についての所要の措置について（第二次答申）（案）

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定並びに同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について（案）

年 月 日

化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

- (1) 塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「法」という。）第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
塩素数が2のポリ塩化ナフタレン	・ 潤滑油及び切削油 ・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ・ 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ・ 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 ・ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 ・ にかわ

- (2) 塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類について、法第25条に規定する政令で定めるべき用途は、以下のとおり。

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
塩素数が2のポリ塩化ナフタレン	（なし）
ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	（なし）

(案)

第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類についての所要の措置について(第二次答申)

平成27年 月 日

「残留性有機化学物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第一次答申)」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について(法第24条)

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
塩素数が2のポリ塩化ナフタレン	<ul style="list-style-type: none">・ 潤滑油及び切削油・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤・ 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	<ul style="list-style-type: none">・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤・ 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材・ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板・ にかわ

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について(法第25条)

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類については、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。